

ステージでの火気使用について（消防申請）

撮影ステージで演出効果の為に火気を使用する場合は、事前に窓口にご連絡、ご相談をお願いします。特に「裸火の使用」、「喫煙」、「危険物の持ち込み」は東京都火災予防条例により禁止されています。

「裸火の使用」とはガスコンロ、ろうそく、ストーブ、弾着、たばこ(演技)等の火を発生させる行為全般。

「危険物の持ち込み」とはガソリン、灯油、シンナー、ガス、火薬、木炭、着火剤等のことをいいます。

撮影の演出効果を高める為これらを行う場合は、消防署に「禁止行為解除承認申請」の提出が必要となります。撮影の10日前までに窓口にご相談ください。

申請内容によって提出する書類、資料、記載方法が変わりますので、申請を行うにあたりましては撮影所にお越しいただき、営業窓口・管理部担当者と打合せを行ってください。